

陳 情	受 理 番 号	23	受 理 年 月 日	令和3年11月19日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	学童保育に関する陳情書					

## 学童保育に関する陳情書

1979年、那覇市内の放課後児童クラブ（以下、学童）に対して初的那覇市単独の補助金が交付されてから今年で42年が経過しました。以降、那覇市の学童に関しては、那覇市議会の皆様のご理解や政策の成果もあり年々学童施設が増加し、現在では108ヶ所の学童が補助金交付を受けております。日頃の放課後児童健全育成事業の充実にご尽力いただき心より感謝申し上げます。

学童保育の役割は、働きながら子育てをする保護者の仕事と子育ての両立を支援し、小学校に通う児童が放課後及び学校休業日を安全・安心に過ごせる居場所を作ることです。保護者が安心して就労できる環境を保障し、児童が健やかに成長できる生活の場・第2の家庭としての学童保育の重要性は高まっており、利用ニーズも年々増え続けております。

今年度も引き続き「新型コロナウイルス緊急事態宣言」期間中も学童は休所せずに保育を行い続けました。改めて、学童保育の存在が社会・経済活動の循環を止めないために不可欠なものであることが新聞・ニュースでも取り上げられたことから広く社会で認知されることとなりました。那覇市議会におかれましても、学童保育の充実に係る議論がなされているところと存じ上げますが、早急に解決しなければならない課題が山積しております。

引き続き那覇市にお住いの保護者の皆様が育児・就労を両立し、幼児保育（保育園・こども園など）から学童へとスムーズに継続、かつ保育・施設の質が充実した学童で那覇の子ども達がより安心して生活・成長できる場となるよう、下記の件につきまして対策を講じ、公的な保障を実現して頂きますよう陳情致します。

### 記

1. 『放課後児童クラブ利用料軽減事業』を継続、さらに全学年対象の事業となるよう拡充してください。
2. 「障害児受入推進事業」について、障がい児の受け入れの有無に関わらず支援員を配置した場合、補助が受けられるように制度を変更してください。
3. 学童保育支援員の処遇を改善し、担い手不足の解消および継続した就労を保障するため、『放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業』の開始、また『放課後児童支援員等処遇改善等事業』の継続を実施してください。
4. 学童保育専用施設の増設及び施設の確保、民間施設で実施している学童への家賃満額補助をしてください。

## 1. 『放課後児童クラブ利用料軽減事業』を全学年対象の事業となるよう拡充してください。

令和元年 10 月より、幼児教育・保育の無償化が開始されておりますが、現在保育園や子ども園を利用する貧困世帯（沖縄県の子どもの貧困率 25%）の児童・保護者が、将来学童利用を希望する際に利用料の負担が発生し、『小 1 の壁』といわれる学童を利用したくても経済面の負担が大きく利用できない状況に繋がりがねません。安定した生活の保障と、保護者が安心して就労できるよう、令和 4 年以降も事業を継続して頂きますようお願い致します。

さらに、現在学童は平成 25 年度に国が定めた運営指針により、学童の利用がそれまでの 1~3 年生から全学年対象となったため、4 年生以上の児童の利用も増加しております。平成 29 年度より『放課後児童クラブ利用料軽減事業』にて 1, 2 年生の児童を、平成 30 年度より 3 年生まで利用料の補助を行っていただいておりますが、現在 3 年生以下で当事業を利用している世帯は、4 年生以上になると当事業を活用できなくなることから、学童の利用を希望しても利用料の負担が増えてしまい、児童・保護者共に利用を諦めざるを得ない状況につながる可能性があります。

そのため、全学年対象の事業となるよう拡充してください。

## 2. 「障害児受入推進事業」について、障がい児の受け入れの有無に関わらず支援員を配置した場合、補助が受けられるように制度を変更してください。

現在、那覇市では障がい児の受け入れに関して、『障害児受入推進事業』として専門的な知識を有する職員を配置する際に補助や、4 名以上の障がい児を受け入れた際には『障害児受入強化推進事業』としての補助、さらに研修などで障がい児の保育に関するスキルアップの機会を設けて頂いておりますが、現在の那覇市の制度では、学童に障がい児がいなくなった時点で補助が打ち切られるため、それまで『障害児受入推進事業』を活用して採用していた支援員を雇えなくなります。現行の制度では障がい児の受け入れが学童運営に直結するため、事業を活用していない学童もあります。子どもの最善の利益を盛り込んだ「子ども権利条約」「児童福祉法」に基づき、学童保育の役割として、学童保育を必要とする子どもの放課後の安心・安全な生活を継続的に保障するとともに、「障がい児の有無に関わらず」いつでも学童で受け入れる事ができる体制づくりが必要です。この事業で、障がい児を受け入れる職員を配置している場合に事業が利用できると、安定した人材の確保ができ、いつでも障がい児の受け入れが可能となります。沖縄県内の他の自治体では「障がい児が在籍していない場合でも、障がい児を受け入れることが出来るように職員を配置している場合」でも補助をしているところもあります。

障がいを持つ児童を学童に入れたいという保護者が諦める事なく学童を利用できるよう、また、常時学童に専門性の高い支援員を配置、もしくは障がい児の在籍が無くなってからも、すぐに打ち切りするのではなく、当面の間は引き続き補助していただけるよう制度の変更をお願い致します。

### 3. 児童の継続的な健全育成のため、学童保育支援員の担い手確保、処遇改善、継続した就労の保証のために学童保育支援員の待遇に関する、国が実施している補助事業の継続、および新規の事業を開始してください。

平成30年度より『放課後児童支援員等処遇改善等事業』を開始、また令和2年度より1学童ごとの補助から支援の単位ごとの補助と、支援員の雇用の為に事業を拡充して頂いているところですが、現状では、保育士、小学校教員や他業種と比較すると待遇面で劣っており、求人を行っても必要な支援員の人員が集まりません。さらに、令和2年度の学童の実態調査でも、支援員の約6割は勤務3年以内に退職し（平成30年度は約5割でした）、10年以上勤務の支援員は1割程度しかいないという実態が明らかになっています。児童の継続的な支援だけでなく、新型コロナウイルス感染防止などの緊急事態、災害や非常事態時の対応を円滑に行うためにも放課後児童支援員の処遇を改善し、専門的な知識と技能を有する支援員が安定して長期で働ける環境づくりが急務となっておりますが、保護者の皆様からの利用料や現在那覇市に実施して頂いている補助事業を活用しても支援員の早期退職が続いている、むしろ悪化している状態です。

新型コロナウイルス感染拡大防止（密の解消）のために新規で学童を開所する際も、現在の運営状況では「放課後児童支援員」の認定資格を持つ支援員の確保が難しい状況です。

そのため、下記の国の事業の開始、および「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の継続をして頂き、学童支援員の確保、長期雇用のための公的な補助をお願い致します。

- ① 「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」：
  - (1) 放課後児童支援員を配置
  - (2) 概ね経験年数5年以上の支援員で、一定の研修を受講した者を配置
  - (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長（マネジメント）的立場にある者を配置
  
- ② 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の(2)：「家庭、学校等との連絡および情報交換等（現在那覇市で実施中の事業）」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置する事業
  
- ③ 「放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業：要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員を配置する事業
  
- ④ 「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」：遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助する事業

### 4. 学童保育専用施設の増設及び施設の確保、民間施設で実施している学童への家賃満額補助をしてください。

那覇市では学童の設置に際し、他市町村に先駆けて学校内の空き教室などの公的施設を活用するとともに現在では『沖縄県放課後児童クラブ公的施設活用促進等環境整備事業』を活用し、専用施設や校舎内に専用スペースを確保して頂くなど、整備拡充を進めて頂いておりますが、現状では、昨今の働き方改革や県外からの移住などによる利用希望者の増加に伴い、条例で定められている1人当たりの1.65㎡の保育スペースの確保ができず、定員を超過しての保育を強いられている施設が多数あり、それでも待機児童が発生する可能性のある小学校区も

少なくありません。

賃貸物件（住宅、事務所）にて学童を開所している事業所もありますが、現在那覇市から頂いている家賃補助（8万円）では足りず、那覇市の学童全体の平均でおよそ年間50万円（パート1人程度の年収に相当）の家賃を学童が捻出せざるを得ず、補助金で賄えない部分は保護者の方に利用料増額という形で負担して頂いている学童がほとんどです。また、新規や増設、分園という形で開所を計画しても、近年の那覇市の地価高騰により経営面の理由から開所や、広いスペースのある賃貸物件を借りての運営を断念せざるを得ない学童もあります。また、「新型コロナウイルス」等の感染症拡大防止の観点からも3密解消のため、広いスペースや個室の静養スペースのある学童の設置へ向けて専門家を交えた設置基準の見直し、改修は児童・保護者の安心・安全の為にも急務です。

待機児童・定員超過の児童受け入れを解消し、子ども達に適切な生活の場を提供する為、学校および学校以外の公的施設にて『沖縄県放課後児童クラブ公的施設活用促進等環境整備事業』を積極的に活用して頂く事に加え、保護者の負担減の為にも家賃の満額補助をお願い致します。

また、国の事業である「賃借料補助（月最大約25万円。補助率は国、県、那覇市で3分の1ずつ）」を活用して頂き、上記の問題を少しでも解消できるよう努めて下さい。